

岡山市サービス付き高齢者向け住宅登録実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の施行について、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書に添付する書類)

第2条 共同省令第7条第6号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（様式第1号）
- (2) 縮尺、方位及びサービス付き高齢者向け住宅の位置を表示した付近見取図
- (3) 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援事業の用に供するための施設のそれぞれの敷地内における位置を表示した図面
- (4) 法第5条第1項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）がサービス付き高齢者向け住宅若しくは高齢者生活支援サービスの提供の用に供するための施設若しくはこれらの存する土地（以下「サービス付き高齢者向け住宅等」という。）を自ら所有する又は使用する権利を有する旨を証する書類
- (5) 登録申請者（未成年である場合はその法定代理人）が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (6) 登録事項等についての説明
- (7) 建築確認済証の写し
- (8) 住宅の建築後に法第5条第1項の登録を受けようとする場合にあっては、検査済証の写し

2 サービス付き高齢者向け住宅が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に定める有料老人ホームに該当する場合にあっては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを登録申請書に添付するものとする。

- (1) 重要事項説明書
- (2) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（様式第2号）

- (3) 医療機関との協力及び連携の内容を証する書類
- (4) 入居者の定員，利用料，サービスの内容及びその費用負担，介護を行う場合の基準，医療を要する場合の対応などを明示した管理規程等の書類必要な保全措置が講じられていることがわかる書類

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年10月5日から施行する。